

令和2年(ワ)第6225号、第31962号、令和3年(ワ)第30042号
令和4年(ワ)第32493号 六ヶ所再処理工場運転差止請求事件
原告 中畷哲演 外256名
被告 日本原燃株式会社

準備書面27

2026年2月19日

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河合弘之
ほか

【目次】

1	被告準備書面(6)第1の1(8頁)について	2
(1)	被告の主張の要旨	2
(2)	原告らの反論	2
2	被告準備書面(6)第1の2について(9~13頁)	2
(1)	被告の主張の要旨	2
(2)	原告らの反論	3
3	被告準備書面(6)第1の3について(13~15頁)	4
(1)	被告の主張の要旨	4
(2)	原告らの反論	4
(3)	被告準備書面(6)第1の4について(15~18頁)	7
4	更に検討すべきこと(中部電力による浜岡原発の基準地震動に関するデータ不正操作事件について)	10
(1)	事件の発覚	10
(2)	明るみになった原子力規制の問題点	10
(3)	原子力事業者の不正や隠蔽例	11
(4)	なぜ原子力規制委員会は事業者のデータ評価をチェックしないのか	13
(5)	訴訟の判断枠組みに与える影響	13

【本文】

本準備書面においては、被告準備書面(6)の第1「原告ら準備書面1第2について」(内容は、判断枠組み論、立証責任論)に対する反論を行う。なお、本件訴訟における判断枠組み論、立証責任論については、既に原告らは、訴状111～121頁、準備書面1の11～22頁、準備書面15の2～8頁で主張しているところであり、本準備書面は、これらを補充するものである。

1 被告準備書面(6)第1の1(8頁)について

(1) 被告の主張の要旨

被告は、「原告らは、青森県からはるかに遠く離れた地域に居住する者も含め、原告らのいずれについても、本件再処理工場の運転によりその生命、身体に被害が及ぶ具体的危険性があると主張する(原告ら準備書面(1)12～13頁)が、原告らは、主張する事故がいかなる原因及び機序により起き、どのような経路により放射性物質が放出されるかについて何ら具体的根拠を示さないから、原告らの上記主張は失当である。」と主張する。

(2) 原告らの反論

原告らは、原告ら準備書面1の12～13頁では、本件再処理工場に貯蔵される使用済み核燃料の量が多すぎると膨大であるため、一旦過酷事故が起これば、日本の全域の居住者が人格権を侵害される具体的危険に晒されることを指摘しているのであって、過酷事故が起こる具体的可能性については別の書面(例えば、準備書面25)で述べている。準備書面25の6～7頁でも記載したが、例えば、高レベル放射性廃液が蒸発乾固し、爆発すれば、カタストロフィともいふべき大事故になる。西ドイツの原子炉安全研究所の報告によれば、西ドイツの再処理工場において高レベル放射性廃液が爆発した場合の死亡者数は西ドイツ人口の半分の3000万人に及ぶ可能性があるとされている。そうすると、狭い日本国内に居住している原告ら全員が本件工場の過酷事故によってその人格権を侵害される具体的危険があるというべきであるから、原告ら全員が被告に対し、本件工場の運転の差止めを求めることができる。

2 被告準備書面(6)第1の2について(9～13頁)

(1) 被告の主張の要旨

被告は、「原告らは、本件再処理工場には『通常人が万が一にも事故は起

こらないと確信を持ちうるレベルの安全性を備えることが求められる。』と主張するが、エネルギー資源に乏しいわが国では、準国産のエネルギー資源を確保するため原子燃料サイクル（引用者注 通常「核燃料サイクル」という。）の確立が必要不可欠であるところ、本件再処理工場は、原子燃料サイクルの中で必須の位置を占める施設であるし、使用済み核燃料を高レベル廃液にすることによって体積を減容し、その有害度を減らすことができるから、本件再処理工場の運転により得られる利益はないとする原告の主張は誤りである。」と主張する。

(2) 原告らの反論

ア 被告の主張は、眼前で展開されている否定しようもない現実に敢えて目をつぶり、既になんの意味もなくなったお題目を唱え続けるものであってあきれ果てる。核燃料サイクル（高速増殖炉サイクル）は破綻したのである。高速増殖炉「もんじゅ」が廃炉になった以上、MOX燃料の主たる使い道はなくなった。残る「軽水炉サイクル」において、細々とプルサーマル発電を続けることは、「作りすぎたプルトニウムを減らすこと」以外に積極的な意味はない。ウラン核燃料よりもMOX燃料の方がはるかに高価だからである。しかも使用済みMOX燃料の再処理について具体的計画すら存在しないから、「サイクル」は成り立ち得ず、破綻は隠しおおせないのである。

また、再処理は、高レベル放射性廃棄物を減らす効果はあっても、二次廃棄物が増加して放射性廃棄物全体は減らないのであって、ほとんど利益はない。莫大な費用をかけて、巨大なリスクを抱えて再処理事業を続けることは愚の骨頂である。

イ 世界的にみても、再処理事業は退潮傾向にある。もともと、アメリカ、ドイツ、スウェーデン等は手を出していないし、イギリスは、今年になって再処理を最終的に断念し、使用済み核燃料の直接処分に方針を変更した。フランスは、再処理は続けているものの、高速増殖炉も高速炉も断念しており、フランスにおいても、MOX燃料はプルサーマルで使用するしかない。

ウ 科学技術を使った事業に対してどのレベルの安全性を求めるかを判断するについては、その事業の有用性（社会的価値）とその事業が抱える事故リスクとの比較考量の観点が必要でない。この点は、伊方最高裁判決（平成4年10月29日）の調査官解説（高橋利文調査官）が、「科学技

術を利用した各種の機械、装置等は、絶対に安全というものではなく、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較衡量の上で、これを一応安全なものであるとして利用している。」と述べているとおりである。

このように、その事業がこの社会にあってどうしても必要なものである場合は、ある程度の事故リスクがあっても、社会としては、これを受け入れざるを得ない場合もあるだろう。しかし、使用済み核燃料の再処理事業には、上記のように、有用性は存しない。そして、使用済み核燃料の処理については直接処分するという方法があり、それが世界の趨勢でもある。そんなもののために、日本国中の住民が生命、身体、健康を深刻に侵害されるリスクを負わされるというのは、どう考えても利益衡量を逸脱している。それでも本件再処理工場を運転するというのであれば、論理的に「絶対的安全性」までは求め得ないとしても、「通常人が万が一にも事故は起こらないと確信を持ちうるというレベルの安全性」を備えることが求められるのは、当然の社会通念である。

エ その他、原告の反論は、原告ら準備書面 1 の 13～14 頁に記載のとおりである。

3 被告準備書面(6)第1の3について(13～15頁)

(1) 被告の主張の要旨

被告は、「伊方最高裁判決が示した判断枠組みは、行政訴訟における判断枠組みであるのに対し、本件は民事訴訟であること、伊方最高裁判決が対象とした伊方1号機の安全審査が行われた当時と異なり、現在は、資料の偏在を考慮すべき状況にはないから、伊方最高裁判決の枠組みを本件に使うべきではない。」と主張している。

(2) 原告らの反論

ア 人格権に基づく原子力施設の運転差止め請求訴訟における争点は、通常は、人格権侵害の具体的危険性の有無、すなわち重大事故によって原告らの生命、身体、平穏な生活が侵害される具体的危険性の有無であり、原子炉施設の「設置許可処分」(再処理工場の場合は、「再処理事業指定処分」、

以下「設置許可処分等」という。)にかかる審査基準及び適合判断の合理性ではない。その意味で、設置許可処分等の取消しを求める行政訴訟とは争点が異なる。しかし、設置許可処分等を受けた原子炉施設について、審査基準の合理性及び適合判断の合理性を立証することで、人格権侵害の具体的危険がないことを立証しようとしてきたのは事業者側である。

そのことを原告ら準備書面1の20～21頁でも紹介した福岡高裁宮崎支部決定(平成28年4月6日・判例時報2290号90頁)は、(当該訴訟の原告が当該発電用原子炉施設の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺環境に放出されるような事故によってその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に居住する者である場合)との条件付きであるが(本件の原告らはその条件を満たしている。)、次のように説示している。

- (ア) 原告が人格権侵害の具体的危険の存在について主張立証責任を負う。
 - (イ) しかし、証拠の偏在等から、被告事業者において、人格権侵害の具体的危険が存在しないことについて主張立証する必要がある。被告がこの主張立証を尽くさない場合は、具体的危険の存在が事実上推定される。
 - (ウ) 被告は、具体的危険が存在しないことについての主張、立証において、具体的審査基準に不合理な点のないこと、当該原子力施設が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないこと、ないし、その調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落がないことを主張立証すれば足りる。これに対する原告の立証活動は反証である。
 - (エ) 被告が上記主張立証を尽くさない場合、具体的審査基準に不合理な点があること、当該原子力施設が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があること、ないし、その調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があることが事実上推定される。その場合、被告は、それでも人格権侵害の具体的危険が存在しないことを主張、立証することができる。
- イ ここで大事なことは、妨害予防請求権の要件事実である「人格権侵害の具体的危険」についての立証責任が原告住民から被告事業者に転換されていることである。そして、被告事業者は、「①人格権侵害の具体的危険

がないこと」を立証してもよいし、これに代えて、「②具体的審査基準に不合理な点がないこと、及び具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点がないこと、ないし、その調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落がないこと」を立証してもよいのである（これを「代替証明」ということがある。）。すなわち、②の事実が立証できれば、①の事実が推認できるのである。

この宮崎支部決定が出された後は、一部の例外はあるものの、この立証責任論に従う判決、決定が主流になっており、本件においても、この立証責任論が採用されるべきである。

ウ これに対し、被告は、①伊方最高裁判決が行政訴訟における判決であるのに、本件は民事訴訟であること、②今日の原子炉等規制法に基づく安全規制の運用等に照らせば、資料の偏在に係る考慮の必要を論ずる理由がないことを理由に、伊方最高裁判決が示した主張立証責任の枠組みを本件訴訟にも用いるべきである旨の原告らの主張は理由がないと主張している。しかし、我が国の下級審裁判所は、伊方最高裁判決の後、行政訴訟と民事訴訟の違いは認識した上で、民事訴訟においてもこの枠組みを利用するのが、訴訟における当事者の実質的公平を保つ上で有用であると判断してこれを使ってきたものであって、被告の上記主張は、その歴史の重みを無視するものである。また、資料の偏在問題について言えば、福島原発事故後の原子力規制委員会の審査会合の資料は公開されるようになったが、詳細な生データ等は被告事業者のみが所持しているものであって、偏在は何ら解消されてない（近時、浜岡原発の適合性審査において、原子力規制委員会ですら基準地震動を定めるための生データに接していないことが明らかになった。）。被告の主張は、全く理由がない。

エ なお、「伊方最高裁判決の枠組みを本件に使うべきではない」と主張する被告は、いかなる判断枠組みを使うべきかについて明言はしないものの、全面的に原告住民側に立証責任を負わせた広島高裁令和3年3月18日付決定を紹介しており（被告準備書面（6）・14頁）、暗に、この決定に従うべきだと言わんばかりである。しかし、これは、原発運転差止めを求める満足的仮処分事件における決定であることに留意されなければならない。上記決定以外にも、全面的に原告住民側に立証責任を負わせた司法判断があるが、すべて満足的仮処分申立てに対する決定であり、債権者住民側に立証責任を負わせた理由として、満足的仮処分申立て事件であることが強調されている。他方、本訴において、原告住民側に全面的に

立証責任を負わせた判決は、大飯原発の運転差止めを命じた福井地裁平成26年5月21日判決だけであり（同判決は、立証責任こそ原告住民側に負わせたものの、原発が備えるべき安全性を高く設定し、原告住民の差止め請求を認容した。）、他には存在しない。

(3) 被告準備書面(6)第1の4について(15～18頁)

ア 伊方最高裁判決が示した立証責任の枠組みの理解について

被告は、伊方最高裁判決が被告行政庁に負わせたのは「主張立証の必要」であって、主張立証責任ではなく、同判決によっても、客観的立証責任は原告住民が負担するものとされている旨主張する。

イ そこで、改めて伊方最高裁判決が示した立証責任論をどう理解すべきかについて述べる。

(ア) 伊方最高裁判決【最高裁平成4年10月29日第1小法廷判決（民集46巻7号1174頁）】は、四国電力伊方原発の周辺住民が内閣総理大臣（その後通産大臣が訴訟承継）を相手取り、同原発の設置許可処分の取消しを求めた行政訴訟における最高裁判決であり、行政訴訟、民事訴訟を通じて、原発問題についての初めての最高裁の判断であった。

(イ) 伊方最高裁判決は、「原子炉設置許可処分についての取消訴訟においては、被告行政庁がした判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点がないことを相当の根拠、資料に基づき立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される」と判示した。

(ウ) 上記判旨によると、要証事実である「被告行政庁がした判断に不合理な点があること」(A)については、本来的に原告に主張、立証責任があるが、他方、被告において、本来の要証事実を180度裏返した事実、すなわち「被告行政庁がした判断に不合理な点がないこと」(－A)について主張、立証する必要がある、被告行政庁がこれを「尽くさない」場合、すなわち、真偽不明を超えて裁判官に確信を抱かせることができない場合は、原告の要証事実である「被告行政庁がした右判断に不合理

な点があること」が推認されるというのである。

- (エ) ここで、「推認」という概念を使用しているので、推認が「破れる」ことがあり得るように受け止める向きがあるかもしれない。しかし、この「推認」の概念は、通常の「事実上の推定」とは全く異なる概念であることに留意する必要がある。例えば、要証事実Aの立証責任を負担する当事者が、間接事実a、b、cを立証したことによって要証事実Aが推定される場合、相手方は間接反証dを立証することによって推定を破ることができる。しかし、本件の場合には、本来的に立証責任を負担する原告の立証活動ではなく、被告の立証活動の評価によって原告の要証事実を推認するのである。この推認が被告の立証活動によって破れることは想定できない（裁判所が「被告が右主張、立証を尽くさなかった」と判断する過程で被告の立証活動は評価されつくしている。）し、もとより原告の立証活動によって破れることも想定できない。
- (オ) そうすると、上記判示にしたがうと、原子炉設置許可処分取消訴訟は、被告行政庁が、「被告行政庁の判断に不合理な点がないこと」を立証できたか否かについて攻防が行われ、立証できれば原告の請求は棄却され、立証できなければ認容されるという、立証責任論から見れば、単純な構造で訴訟が追行されることになるというのが論理的帰結であり、これによって、立証責任は、原告から被告行政庁に事実上転換されたのである¹。なお、同判決が被告行政庁の側に主張立証する「必要がある」と判示しているから、原告らは、「主張立証責任が転換された」とは主張しないが、上記推認が破れることがない以上、「事実上」転換されたと解釈するしかないのである。もし、推認が破れることがあるのなら、原告らは、この主張は撤回することにやぶさかでない。被告において、破れることがあると主張するのであれば、その具体例を示してい

¹ 伊方最高裁判決の立証責任論の理解については、「被告に事案解明義務を認めたもの」、「被告に信義則による具体的事実陳述＝証拠提出義務を認めたもの」、「被告に当事者間の実体的法律関係に基づく情報提供義務を認めたもの」等、様々な理解があるが、近時、伊藤滋夫元判事は、抗告人の主張と理由付けは異なるものの、「実質的には、同最判は、主張立証責任を転換し、原告は、侵害処分としての原発設置許可処分の存在とその違法性を指摘すれば足り、被告行政庁側において、その適法性の評価根拠事実を主張立証すべきであるとしたものと考えべきである。」と断言された（甲167号証）ことを紹介しておく。

ただきたい。

- (カ) ちなみに、伊方最高裁判決の評釈では、立証責任が事実上にしる「転換された」との解釈が少ないのは、被告主張のとおりである。その原因は、高橋利文調査官の判例解説にある。この点を述べる。

すなわち、同調査官は、「本判決は・・・下級審裁判例の見解と基本的には同様の見地に立って(引用者注:立証責任論について)判示した」と述べた上、下級審裁判例の見解を「まず、被告行政庁の側において、その裁量的判断に不合理な点がないこと、すなわち、その依拠した具体的審査基準及び当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした判断に一応の合理性があることを・・・主張立証する必要がある」とまとめ(下線は原告代理人)、「不合理な点がないこと」を「一応の合理性があること」に言い換えた(判例解説 426～427 頁)。すなわち、被告が主張立証すべき対象事実のレベルを下げ、これを「-A」ではなく、「-a」であると言い換えたのである。

高橋利文調査官の上記理解にしたがえば、被告行政庁が、その判断に「不合理な点がないこと」を主張、立証したとしても、それは、「一応の合理性があること」を主張、立証したにすぎないから、それだけでは訴訟の決着はつかず、原告側が、「一応の合理性はあっても真の合理性はないこと」の主張、立証に成功すれば請求認容判決が出るし、失敗すれば、請求棄却判決が出ることになる。その場合、真偽不明の負担は原告側が負うことになり、立証責任は、最終的に原告側が負担することになるのである。

最高裁調査官の上記判例解説は、判文に存在しない「一応の合理性」などという概念を持ち出した点において不当であるし、結果としても伊方最高裁判決の趣旨に沿わないというべきである。なぜなら、伊方最高裁判決の趣旨に従えば、前記のように、原子炉設置許可処分取消訴訟は、被告行政庁が、「被告行政庁の判断に不合理な点がないこと」を立証できたか否かについて攻防が行われ、立証できれば原告の請求は棄却され、立証できなければ認容されるという、立証責任論から見れば、単純な構造(以下「一段階構造」という。)で訴訟が追行されることになるのに対し、判例解説の趣旨に従えば、原子炉設置許可処分取消訴訟の立証責任分配は、まず、被告が被告行政庁の判断に「一応の合理性」があることを立証し、これが成功した場合には、原告住民が「真の合理

性」がないことを立証するという二段階の構造になってしまうからである。

ウ この判例解説の誤った理解を前提に原発差止民事訴訟に伊方最高裁判決の枠組みを転用し、誤った立証責任論を展開したのが、平成6年1月31日仙台地裁判決である。この問題点については、原告ら準備書面1の18～19頁で詳述した。この誤りを是正したのが上記2アで紹介した福岡高裁宮崎支部決定である。裁判所におかれては、同決定の意義を十分ご理解いただきたい。

4 更に検討すべきこと（中部電力による浜岡原発の基準地震動に関するデータ不正操作事件について）

(1) 事件の発覚

2026年1月5日、中部電力株式会社は浜岡原発の再稼働審査において基準地震動の策定についてのデータを不正に操作していた事実を公表した。この事実は、原子力規制委員会に外部通報があって発覚したという。危険物を取り扱う原子力発電所の事業者としてはあるまじき悪質な行為であって、中部電力は強い非難に値する。しかし、それ以上に深刻なのは、既に原子力規制委員会は浜岡原発の基準地震動を承認していたこと、すなわち、原子力規制委員会は、このデータ不正を見抜けなかったということである。外部通報がなければ、そのまま設置変更許可がなされ、浜岡原発が再稼働していた可能性が高いのである。（甲168号証の1、2）

(2) 明るみになった原子力規制の問題点

この問題について、原子力規制委員会は「不正行為が行われた場合に、純粹に科学的に見抜くのは困難」「安全の確保は原子力事業者の第一義の責任」と自らの責任回避に躍起である。（甲168号証の3）

そもそも、現在の原子力規制委員会の審査においては、安全対策の前提となる各種の生データはチェックしない。原子炉等規制法43条の3の5第1項の発電用原子炉の設置の許可を受けようとする者は、同条2項が定める「申請書」を提出しなければならず（同法44条の1第1項の再処理事業の指定を受けようとする者は同条2項が定める申請書を提出しなければならず）、その際、原子炉等規制法施行令第20条の2第2項が定める「原子力規制委員会規則で定める書類」を添えなければならない（再処理事業の指定を受けようとする者は原子炉等規制法施行令第26条2項が定める「原子力

規制委員会規則で定める書類」を添えなければならない)が、これを定めている「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(実用炉規則)第3条2項(再処理事業者の指定の申請書の場合は、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」(再処理事業規則)第1条の2第2項)によれば、原発の安全上最も重要な自然災害に関しては、「発電用原子炉施設(再処理施設)を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書」(実用炉規則では第6号、再処理事業規則では第4号)、原子炉施設の安全設計については「発電用原子炉施設(再処理施設)の安全設計に関する説明書」(実用炉規則では第8号、再処理事業規則では第6号)を添付すれば足りるものとされている。「地盤や地震に関する説明書」の内容は基準地震動に直結するが、この説明内容の前提となる各種の観測の生データの提出は求められていないのである。

このように、生データの評価は全面的に事業者任せ、原子力規制委員会がこれをチェックする仕組みにはなっていない。これは、そもそも原子力規制委員会には、生データのチェックまでする能力が、人的にも物的にもないからに他ならない。原子力規制の仕組みは、事業者がデータの不正操作等の悪事を働くはずがないという性善説で成り立っているのである。

しかし、原発の再稼働にこぎつければ原子力事業者には莫大な利益を生じるから、原子力事業者には、再稼働にこぎつけるために不正をする十分な動機がある。被告について言えば、本件再処理工場の当初の完成予定が1997年だったのに、これが27回も延期され、いまだに完成していないという経緯の中で、国策を担わされている被告会社には強いプレッシャーがかかっており、不正をしてでも一刻も早く完成させて操業にこぎつけたいと考える十分な動機がある。浜岡原発以外の原発でも、そして六ヶ所再処理工場でも、同じようなデータの不正操作が行われていた可能性は否定できないのである。

現に、原子力事業者が不正や重要な情報の隠蔽をした事例は枚挙にいとまがない。項を改めて述べる。

(3) 原子力事業者の不正や隠蔽例

ア 東京電力のデータ・スキャンダル

2002(平成14)年、東京電力が、複数の原発において、「自主点検」で見つかったトラブル記録を意図的に改ざん・隠ぺいしていたという事実が発覚した(いわゆる「東京電力原発トラブル隠し事件」)。これは、

点検作業を行ったアメリカ人技術者の内部告発をきっかけに表面化したといわれるが、東電側は、「記憶にない」「記録にない」と責任回避の言動を繰り返していた。

イ ウィキペディアで確認できる事故の隠ぺいやデータ改ざんの一覧

ウィキペディアで確認できるだけでも、下記表のとおり、1976（昭和41）年以降、様々な原発事業者が、様々な事故隠ぺい、データ改ざんなどの不祥事に手を染めてきたことが分かる。

発生時期	発電所	事業者	内容
1973. 3	美浜 1	関西電力	燃料棒折損事故。1976. 12 に、外部者の著作物から発覚。4 年近く隠ぺい。
1981. 1	敦賀	日本原電	冷却水漏れ事故があったのに、秘密裏に発電を続けながら修理していたことが、1981. 4 以降に発覚。
1989. 11	志賀	北陸電力	基礎工事の鉄筋に JIS 規格違反のものが含まれていたと公表。メーカーが製品の試験データを改ざんして証明書を作成していたことが判明。メーカーの内部告発で発覚。
1997. 9		日立製作所	BWR の溶接焼鈍記録（の温度）が改ざん。248 か所にデータ捏造の疑いがあるとされた。
1998			福島第二から六ヶ所へ運ばれた使用済核燃料につき、輸送容器の中性子遮断材の分析データが改ざんされていることが発覚。
1999. 6	志賀 1	北陸電力	制御棒の誤操作による 15 分間の臨界事故。検査記録を改ざんし、2007. 3 まで約 8 年間隠ぺい。
1999. 9	高浜 3	英国原子燃料公社 (BFNL)	BFNL 製造の MOX 燃料ペレットの寸法データが 22 ロット分改ざん。関電は独自の抜き取り調査を行っていたが見抜けな

発生時期	発電所	事業者	内容
			かった。当初、4号炉では不正はないと していたが、その後、4号炉でもデータ 捏造が判明。関電は、2000.1に疑惑の 情報を得ていたが、12まで報告しな かった。
2020.2	敦賀2	日本原電	活断層があるかどうかの判断に必要な調 査資料の記述を少なくとも十数カ所、改 竄していることが発覚。

(4) なぜ原子力規制委員会は事業者のデータ評価をチェックしないのか

原子力規制委員会は、事業者のデータ評価をチェックできないのだからか。そんなことはない。チェックできる専門性を備えたスタッフが揃っていればできるのである。アメリカ原子力規制委員会（NRC）はデータ評価をチェックしている。それができるのは、NRCには専門性を備えた十分な数の専門スタッフが揃っているからである。これに対し、日本の原子力規制委員会は、人的にも、予算的にもこれができる体制にはない。そのため、原子力規制委員会は、事業者のデータの捏造を見抜くことができず、唯一頼りにできるのは外部通報だけという寒々しい現状にある。これが、日本の原子力規制の深刻な弱点の一つである。

(5) 訴訟の判断枠組みに与える影響

この事件は、日本の原子力規制の深刻な弱点を白日の下にさらした。この事件を契機に、日本の原子力規制の在り方は抜本的に改められなければならない。そして、この事件は、原子力施設の建設、運転差止め訴訟の審理のあり方についても、重大な影響を与える。なぜなら、従前、殆どの下級審判決が、被告事業者が「①基準の合理性」及び「②適合判断の合理性」を立証できれば、「当該原子力施設が備えるべき安全性を備えていること」、すなわち「原告住民の人格権侵害の具体的可能性がないこと」を立証したことになると扱ってきたからである。しかし、原子力規制委員会が事業者によるデータ評価（データ選択も含む、以下同じ）の妥当性をチェックしていない以上、上記①と②だけでは、「当該原子力施設が備えるべき安全性を備えている」などと評価することはできないのであって、被告事業者が「当該原子力施設が備えるべき安全性を備えている」ことを証明するためには、上記①②に加え、③「データ評価が妥当であること」を証明する必要があるというのが論

理的帰結である。

被告は、答弁書45頁において、「原子力規制委員会が原子炉の設置（変更）や事業指定（事業の変更）につき災害の防止等に関する基準への適合性を認める判断を示した場合には、当該判断はそれを委ねられた原子力規制委員会の科学的、専門技術的知見に基づくものとして・・・尊重されるべきであって、その審理及び判断の内容や過程に不合理な点が見だせない限り、原子力発電所や再処理工場に求められる安全性を具備するものと認めるのが相当」（答弁書45頁）という被告の主張は、到底成り立たない。

被告は、本件再処理工場について原子力規制委員会の事業変更認可を受けたから、そのことを主張立証することによって、「伊方最高裁判決が求めた被告の『主張立証する必要』は十分満たされた」と主張する（答弁書46頁）が、被告は、もはやそのような安易な姿勢を維持することはできないのである。

以上